

## 第4回境港市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年4月10日(水) 午後2時00分から

2. 開催場所 境港市役所 第1会議室

3. 出席委員(12人)

|         |    |       |
|---------|----|-------|
| 会長(議長)  | 9番 | 足立晋哉  |
| 農業委員    | 1番 | 酒井美智子 |
|         | 2番 | 河岡誠   |
|         | 3番 | 阿部和夫  |
|         | 4番 | 佐々木隆  |
|         | 5番 | 藪内明   |
|         | 6番 | 古徳哲郎  |
|         | 7番 | 足立恵一  |
|         | 8番 | 永井剛   |
| 最適化推進委員 | 1番 | 濱田孝   |
|         | 2番 | 角興    |
|         | 4番 | 永井和人  |

4. 欠席委員 3番 築谷敏樹

5. 農業委員会事務局職員 ( )は前任者

|      |      |            |
|------|------|------------|
| 事務局長 | 山田幹夫 | (阿部英治)     |
| 主幹   | 川田潤  | 、三瀬健太郎     |
| 主任   | 須山祐介 | (今井洋介)、原康徳 |
| 主事   | 岡本美紀 |            |

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 議案審議及び報告

議案第10号 職員の任免について

議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第12号 農用地利用集積計画(案)について

議案第13号 農用地利用配分計画(案)について

報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知書

報告第11号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

## 7. 会議の概要

議 長 ただ今から、平成31年第4回境港市農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員は1名ですので、定足数に達しており、会議は成立しております。それでは、委員会会議規則第11条第2項に規定する総会の議事録署名委員ですが、議長から指名してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは、7番足立委員、8番永井委員にお願いします。続いて、会務報告を行います。

(会長から次の事項について会務報告)

3月22日(金)常設審議委員会、農業会議臨時総会

議 長 それでは、議案審議に入ります。議案第10号「職員の任免について」議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 「職員の任免について」ご説明いたします。4月1日付けの境港市の人事異動に伴い、農業委員会事務局職員の任免について、議案書1ページのとおり提案するものです。農政課の3名の職員を併任し、産業部長への昇任と福祉課に異動となった2名と、農政課の1人の職員の併任を解くものであります。2ページには、任免後の事務局職員の名簿を掲載しております。定数条例のとおり、6名の職員が併任となります。以上です。

議 長 事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第10号は、原案のとおり承認されました。

(異動となった事務局職員に辞令交付を実施)

議長 続いて、議案第 11 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。  
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 11 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」説明をさせていただきます。議案の 3 ページです。

(番号 1)

譲渡人は、渡町の A さん・B さんで、譲受人は米子市の C さんです。  
土地の所在は、外江町、畑、362㎡です。地図は 5 ページです。  
申請理由は、申請地を売買により譲り受けて、住宅を建築したいということです。  
申請地周辺の農地区分につきましては、住宅が連たんしている区域に近接している区域であり、第 2 種農地に該当します。  
資力及び信用につきましては、金融機関からの融資証明書が提出されております。  
遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。  
土地改良区の同意の意見書は添付されております。  
計画面積については、添付された土地利用計画図から適当と思われます。  
周辺農地の営農条件への支障につきましては、東側側溝への放流について周辺自治会への同意をとっておられます、また、盛土切土せず、現状のまま利用することによって被害発生のおそれはないと考えられます。  
現地調査は、築谷委員、浜田委員にお願いしました。以上です。

(番号 2)

譲渡人は、神奈川県南足柄市の D さんで、譲受人は高松町の E さん、F さんです。  
土地の所在は、竹内町、畑、17㎡、及び竹内町、田、249㎡、及び竹内町、田、103㎡、合計 369㎡です。地図は 8 ページです。  
申請理由は、申請地を売買により譲り受けて、住宅を建築したいということです。  
申請地周辺の農地区分につきましては、9 ページにありますように近隣に駅、高等学校が存在し、上下水道が埋設されている道路に隣接することから、第 3 種農地に該当します。  
資力及び信用につきましては、金融機関からの融資証明書が提出されております。  
遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画

書から妥当と判断されます。

土地改良区の同意の意見書は添付されております。

計画面積については、添付された土地利用計画図から妥当と思われま

す。周辺農地の営農条件への支障につきましては、周辺に農地は見られず被害発生  
の恐れはないと考えられます。

現地調査は、築谷委員、浜田委員にお願いしました。以上です

(番号3)

譲渡人は、竹内町のGさんで、譲受人は夕日ヶ丘二丁目のHさんです。

土地の所在は、竹内町、田、29㎡です。地図は10ページです。

申請理由は、申請地を売買により譲り受けて、駐車場敷地としたいということ  
です。

申請地周辺の農地区分につきましては、住宅が連たんしている区域に近接して  
いる区域であり、第2種農地に該当します。

資力及び信用につきましては、金融機関からの残高証明書が提出されておしま  
す。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画  
書から妥当と判断されます。

土地改良区の同意の意見書は添付されております。

計画面積については、添付された土地利用計画図から妥当と思われま

す。周辺農地の営農条件への支障につきましては、現状のまま土地を利用するとの  
ことで被害発生  
の恐れはないと考えられます。

現地調査は、築谷委員、浜田委員にお願いしました。以上です。

(番号4)

譲渡人は、廿日市市のIさん、明治町のJさん、渡町のKさんで、譲受人は渡  
町のLさんです。

土地の所在は、渡町、畑、154㎡、渡町、畑、76㎡、合計230㎡です。

地図は13ページです。

申請理由は、申請地を売買により譲り受けて、住宅を建築したいということ  
です。

申請地周辺の農地区分につきましては、14ページにありますように近隣に中  
学校、公民館等が存在し、上下水道が埋設されている道路に隣接することから、  
第3種農地に該当します。

資力及び信用につきましては、金融機関からの融資証明書が提出されておしま  
す。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画  
書から妥当と判断されます。

土地改良区の同意の意見書は添付されております。  
計画面積については、添付された土地利用計画図から適当と思われます。  
周辺農地の営農条件への支障につきましては、東側側溝への放流について周辺自治会への同意をとっておられます、また、盛土切土せず、現状のまま利用することによって被害発生のおそれはないと考えられます。  
現地調査は、築谷委員、浜田委員にお願いしました。以上です。

議 長 事務局から説明がありました。ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第11号は、原案のとおり承認されました。  
続いて、議案第12号「農用地利用集積計画(案)について」を議題とします。  
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第12号「農用地利用集積計画(案)について」説明させていただきます。  
議案16ページから18ページです。  
16ページが総括表です。利用権設定のうち、賃借権設定が畑2筆、3,568㎡で、その内新規が1件、更新が1件となっています。使用貸借権設定が畑3筆、4,619㎡で、その内新規が2件、更新が1件となっています。  
17ページが利用権設定の各筆明細です。  
18ページが今回利用権の設定を受ける耕作者の農業経営状況の一覧です。  
いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当しており、特に問題はないと考えます。以上です。

議 長 事務局から説明がありました。ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第12号は、原案のとおり承認されました。

続いて、議案第13号「農用地利用配分計画（案）について」を議題とします。  
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第13号「農用地利用配分計画（案）について」説明させていただきます。  
これは農地中間管理事業により借り受けた農地を耕作者に貸し付けるために作成する計画ですが、市町村が農地中間管理機構である鳥取県農業農村担い手育成機構から依頼を受けて農用地利用配分計画の案を作成することになっており、この案を作成するにあたっては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条に「必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとする」とあることから、境港市長から意見を求められたものになります。  
今回は、後記の農地法第18条第6項の規定による届け出によりMさんが合意解約した農地について、Nさんに貸し付けをするという配分計画案になっています。  
なお、農用地利用配分計画は、担い手育成機構から県に提出され、県知事の告示により決定されることとなります。以上です。

議長 事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員賛成ですので、議案第13号は、原案のとおり承認されました。  
次に、報告に入ります。事務局からお願いします。

（事務局から次の事項について報告）

報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知書

報告第11号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

議長 報告について、何か質問等はございますか。

（「なし」の声あり）

続いて、

・その他協議事項、行事予定等

○平成30年度西部地区農業委員会会長協議会総会並びに研修会

平成31年4月16日（火）

○常設審議委員会

平成31年4月22日（月）

○第5回境港市農業委員会総会

令和元年5月10日（金）

・農業委員会情報「畑の貸し借りについて」

・平成31年度予算補足説明資料の抜粋について説明

（予算補足説明資料について）

角 委 員 毎年春秋に実施している農業用排水路管理清掃補助金が含まれていないようだがどうなっているか。

事 務 局 議会用説明資料として全事業の中から一部抜粋したものであるため、この中には記載されていないが今年度も実施するよう計画しています。  
金額は昨年と同額です。

議 長 予算の中で平成31年、32年にわたるもの（農地耕作条件改善事業）があるが地権者の了解は得られているのか。

事 務 局 平成31年については概ね地権者からの同意を得られているところです。  
32年については今後調整を行います。

浜田委員 31年計画の図面において既に耕作を開始しているところはあるか。

事 務 局 既に耕作している個所もあります。  
その他荒廃している遊休農地について再生していくものです。

河岡委員 32年についても同様か。

事 務 局 同じです。

議 長 30年度については誰に畑を貸し出すか目途は立っているのか。

事 務 局 5月に確定するが、今のところ対象となる畑の近隣の耕作者に貸し出す予定です。

角 委 員 場所の選定はどのようにして行われたか。

事務局 余子地区以外にも荒廃農地はありますが、景観等を考慮して人目につきやすい所を選びました。この3カ年で事業の全てが終わることではなく、必要に応じて事業計画を変更して別地区の荒廃農地についても取り掛かる構想を持っています。地区の皆さんの声を聴きながら場所の選定を検討していきます。

議長 検討ではなく選定に関しては農業委員がその中に入れるようにしてもらいたい。

委員 30年度から32年度にかけて排水路も改修されるのか。

事務局 改修の予算をつけてはいるが、事業が進まないと確実にはならないと考えています。工法についても初めは表土を剥いで土を入れるだけとしておりましたが、現地の泥の状況から表土を多めに剥いで天地返ししたような工法に30年度の途中から変更しております。

議長 以上で、本日の審議は終了いたしました。その他に皆さんの方からございませんか。

(質問、意見なし)

議長 無いようですので、以上をもちまして平成31年 第4回境港市農業委員会総会を閉会します。

平成31年4月10日

境港市農業委員会

議長

---

署名委員

---

署名委員

---